(八)　何人も、(七)の物件を所持していないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査を受けた後でなければ、航空機に搭乗してはならないこととした。ただし、(七)の検査を受けた者又は航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者が航空機に搭乗する場合は、この限りでないこととした。（第一三一条の二の五第六項関係）

(九)　(七)又は(八)の検査（以下「保安検査」という。）を行う者及び当該保安検査に関する業務の委託を受けた者（以下「保安検査業務受託者」という。）は、国土交通省令で定める基準に従い、当該保安検査に関する業務の適正な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならないこととした。（第一三一条の二の五第七項及び第八項関係）

(十)　国土交通大臣は、危害行為防止基本方針及び(九)の基準に照らして、保安検査を行う者又は保安検査業務受託者の保安検査に関する業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、関係する都道府県公安委員会と協議の上、当該保安検査を行う者又は当該保安検査業務受託者に対し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができることとした。（第一三一条の二の五第九項関係）

(十一)　航空運送事業を経営する者又は第一三〇条の二の許可を受けた者は、旅客の手荷物（携行品その他航空機の客室内に持ち込まれるものを除く。以下「預入手荷物」という。）に(七)の物件（爆発性又は易燃性を有する物件として国土交通省令で定めるものに限る。）が含まれていないことについて、空港等の管理及び運営の状況その他の事情を勘案して国土交通省令で定める者が行う検査がなされた後でなければ、当該預入手荷物を航空機内に積載してはならないこととした。ただし、航空機強取行為等を行うおそれがないものとして国土交通省令で定める者の預入手荷物を航空機内に積載する場合は、この限りでないこととした。（第一三一条の二の六第一項関係）

(十二)　国土交通大臣は、(七)の型式認証を受けた型式の無人航空機等については、機体認証に係る検査の全部又は一部を行わないことができることとした。（第一三二条の一三第五項及び第六項関係）

(十三)　国土交通大臣は、機体認証を行うときは、申請者に機体認証書を交付するとともに、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならないこととした。（第一三二条の一三第七項及び第八項関係）

(十四)　国土交通大臣は、機体認証の有効期間を定めることとした。（第一三二条の一三第一〇項関係）

(十五)　機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者は、使用の条件の範囲内でなければ、9の(九)の特定飛行を行ってはならないこととするとともに、機体認証を受けた無人航空機の使用者は、必要な整備をすることにより、当該無人航空機を安全基準に適合するように維持しなければならないこととした。（第一三二条の一四関係）

(十六)　国土交通大臣は、機体認証を受けた無人航空機が安全基準に適合せず、又は機体認証の有効期間を経過する前に安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該無人航空機の使用者に対し、必要な整備その他の措置を講ずべきことを命ずることができることとするとともに、無人航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該無人航空機の機体認証の効力を停止し、その有効期間を短縮し、又は使用の条件を変更することができることとした。（第一三二条の一五関係）

(十七)　国土交通大臣は、申請により、無人航空機の型式の設計及び製造過程について、第一種型式認証又は第二種型式認証の区分に応じ、その申請に係る型式の無人航空機が安全基準及び均一性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準（以下「均一性基準」という。）に適合することとなると認めるときは、型式認証を行うこととした。（第一三二条の一六第一項～第三項関係）

(十八)　国土交通大臣は、型式認証を行うときは、申請者に型式認証書を交付するとともに、型式認証の有効期間を定めることとした。（第一三二条の一六第四項及び第六項関係）

(十九)　型式認証を受けた者は、当該型式の無人航空機の設計又は製造過程の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一三二条の一七関係）

(二十)　型式認証又は(九)の承認（以下「型式認証等」という。）を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の製造をする場合においては、当該無人航空機がその型式認証等に係る型式に適合するようにしなければならないこととし、国土交通省令で定めるところにより、その製造に係る個別の無人航空機について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第一三二条の一八関係）

(二十一)　型式認証等を受けた者は、型式認証等を受けた型式の無人航空機について、(二十)による義務を履行したときは、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならないこととした。（第一三二条の一九関係）

(二十二)　型式認証等を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の使用者に対し、当該無人航空機の整備をするに当たって必要となる技術上の情報であって国土交通省令で定めるものを提供しなければならないこととした。（第一三二条の二〇関係）

(二十三)　型式認証等を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機について、無人航空機に係る事故等その他の無人航空機が安全基準に適合せず、又は安全基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならないこととした。（第一三二条の二一関係）

無人航空機の機体認証制度の創設

(一)　国土交通大臣は、申請により、無人航空機について、第一種機体認証又は第二種機体認証の区分に応じ、当該無人航空機が国土交通省令で定める安全性を確保するための強度、構造及び性能についての基準（以下「安全基準」という。）に適合するかどうかを設計、製造過程及び現状について検査し、安全基準に適合すると認めるときは、機体認証を行わなければならないこととし、併せて、当該機体認証に係る無人航空機の使用の条件を指定することとした。（第一三二条の一三第一項～第四項関係）

(二)　国土交通大臣は、(七)の型式認証を受けた型式の無人航空機等については、機体認証に係る検査の全部又は一部を行わないことができることとした。（第一三二条の一三第五項及び第六項関係）

(三)　国土交通大臣は、機体認証を行うときは、申請者に機体認証書を交付するとともに、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならないこととした。（第一三二条の一三第七項及び第八項関係）

(四)　国土交通大臣は、機体認証の有効期間を定めることとした。（第一三二条の一三第一〇項関係）

(五)　機体認証を受けた無人航空機を飛行させる者は、使用の条件の範囲内でなければ、9の(九)の特定飛行を行ってはならないこととするとともに、機体認証を受けた無人航空機の使用者は、必要な整備をすることにより、当該無人航空機を安全基準に適合するように維持しなければならないこととした。（第一三二条の一四関係）

(六)　国土交通大臣は、機体認証を受けた無人航空機が安全基準に適合せず、又は機体認証の有効期間を経過する前に安全基準に適合しなくなるおそれがあると認めるときは、当該無人航空機の使用者に対し、必要な整備その他の措置を講ずべきことを命ずることができることとするとともに、無人航空機の安全性が確保されないと認めるときは、当該無人航空機の機体認証の効力を停止し、その有効期間を短縮し、又は使用の条件を変更することができることとした。（第一三二条の一五関係）

(七)　国土交通大臣は、申請により、無人航空機の型式の設計及び製造過程について、第一種型式認証又は第二種型式認証の区分に応じ、その申請に係る型式の無人航空機が安全基準及び均一性を確保するために必要なものとして国土交通省令で定める基準（以下「均一性基準」という。）に適合することとなると認めるときは、型式認証を行うこととした。（第一三二条の一六第一項～第三項関係）

(八)　国土交通大臣は、型式認証を行うときは、申請者に型式認証書を交付するとともに、型式認証の有効期間を定めることとした。（第一三二条の一六第四項及び第六項関係）

(九)　型式認証を受けた者は、当該型式の無人航空機の設計又は製造過程の変更をしようとするときは、国土交通大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一三二条の一七関係）

(十)　型式認証又は(九)の承認（以下「型式認証等」という。）を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の製造をする場合においては、当該無人航空機がその型式認証等に係る型式に適合するようにしなければならないこととし、国土交通省令で定めるところにより、その製造に係る個別の無人航空機について検査を行い、その検査記録を作成し、これを保存しなければならないこととした。（第一三二条の一八関係）

(十一)　型式認証等を受けた者は、型式認証等を受けた型式の無人航空機について、(十)による義務を履行したときは、当該無人航空機に国土交通省令で定める表示を付さなければならないこととした。（第一三二条の一九関係）

(十二)　型式認証等を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機の使用者に対し、当該無人航空機の整備をするに当たって必要となる技術上の情報であって国土交通省令で定めるものを提供しなければならないこととした。（第一三二条の二〇関係）

(十三)　型式認証等を受けた者は、当該型式認証等を受けた型式の無人航空機について、無人航空機に係る事故等その他の無人航空機が安全基準に適合せず、又は安全基準に適合しなくなるおそれがあるものとして国土交通省令で定める事態に関する情報を収集し、国土交通大臣にこれを報告しなければならないこととした。（第一三二条の二一関係）